

基準 11. 社会的責務

11-1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切に運営がなされていること。

《11-1の視点》

11-1-① 社会的機関として必要な規範倫理に関する規定がされているか。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

(1) 11-1の事実の説明（現状）

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

社会的機関として必要な組織倫理は、「寄附行為」及び「学則」に基づいて、「就業規則」「個人情報保護規程」「公益通報等に関するガイドライン」「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関するガイドライン」「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の諸規程に定められている。その他、「経理規程」「固定資産及び物品調達管理規程」においても、大学及び教職員の社会的責務が規定されている。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

本学及び教職員の社会的責務を定めている「就業規則」は、全教職員が学内外のパソコンから常時閲覧できる。また、辞令交付式において、理事長及び学長が教職員の社会的責務について訓示し、規範意識の浸透・育成に取り組んでいる。

本学が保有する個人情報の取扱いについては、「個人情報保護規程」により、個人情報保護管理者を定め、随時、学内メール等で意識喚起を図っている。成績等の学生の個人情報に関しては、特に慎重な取扱いを行っている。

「公益通報に関するガイドライン」によって、法人部総務課に法令違反行為に関する通報及び相談に関するコンプライアンス窓口が設置・運営されている。

「セクシュアル・ハラスメントに関するガイドライン」に基づき、相談窓口相談員（教職員）及び専門相談員（臨床心理士）の配置、関連パンフレットの配布、講演会の開催などを行い、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めている。専門相談員は、相談内容によって人権委員会に申し立てを行い、加害者に対する注意勧告又は調査委員会の設置を求めることができる。調査委員会は、事実関係の調査を行い、適切な対応がとられるよう人権委員会に報告する。人権委員会は、「学則」及び「就業規則」に基づいて手続きを進める。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づいて、不正防止計画推進会議を年1回程度開催し、科学研究費補助金等の適正使用に関する説明会を行い、科学研究費補助金等の公的研究費の適正な管理・使用、不正使用防止について周知を図るとともに、内部監査を定期的に行っている。

(2) 11-1の自己評価

本学は、社会的機関として必要な組織倫理に関する規程として「就業規則」「個人情報保護規程」「公益通報等に関するガイドライン」「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する

ガイドライン」「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を定め、これら諸規程等によって組織倫理が適切に確立・維持されている。

（３） １１－１の改善・向上方策（将来計画）

本学は、社会的機関としての責務を果たすため、諸規程の遵守徹底を図るとともに、人権に対する適切な配慮や知的財産権保護を定めた倫理規程を整備し、既存ガイドラインの規程化を検討する。

１１－２．学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

《 １１－２の視点》

１１－２－① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

（１） １１－２の事実の説明（現状）

本学は、学内外で発生する危機に対して、学長が非常事態と認定した場合、対策本部を設置する。対策本部は、学長を本部長として、副本部長、委員、事務局によって構成され、非常事態に対処される。

火災及び自然災害に備えて、「大阪経済法科大学消防計画」を定めている。同計画に基づき、学生・教職員が参加する定期的な自衛消防訓練（避難・誘導、消火訓練）を行い、災害時には防災対策委員会が設置され、対応策が講じられる。

日常的な学内警備体制については、キャンパスに防犯灯を設置するとともに、守衛室を中心に 24 時間体制で学内警備が行われている。また、セコムによる機械警備システムを導入し、外部からの侵入者に備えた 24 時間の警備態勢が敷かれている。

学生の日常的な危機管理については、学生課及び学生生活委員会を中心に、悪徳商法や交通事故、感染症、薬物使用等の注意喚起のほか、課外活動における安全対策、学内救急体制（AED の設置や救急救命講習会の開催等）の整備、学生の事件・事故対応等を行っている。「学生教育研究災害障害保険」の全員加入及びインターンシップや教職資格活動等に際しての「学生教育研究災害傷害付帯賠償責任保険」の別途加入等を行っている。

また、海外留学・研修中の危機管理体制については、大学会議（現大学協議会）が承認した「対応マニュアル」を整備している。。

（２） １１－２の自己評価

学内外における危機に際しての対応策・手順が策定されており、機能している。

（３） １１－２の改善・向上方策（将来計画）

あらゆる非常事態に備えて、更に適切な危機管理体制を確立する。

１１－３．大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

《 １１－３の視点》

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

(1) 11-3の事実の説明（現状）

本学の附属研究機関である、「21世紀社会研究所」「地域総合研究所」「アジア研究所」「アジア太平洋研究センター」では、それぞれ、成果物である研究紀要を定期刊行(年1~2回)し、国内外の大学・研究機関・図書館に配布(送付)するとともに、大学Webサイトで公開している。

「経済学会」「法学会」「経法学会」においても、それぞれ、研究成果物として「大阪経済法科大学経済学論集」「大阪経済法科大学法学論集」「大阪経済法科大学論集」を発刊し、国内の大学・研究機関に配布(送付)している。また、各研究所や学会主催のシンポジウムや学術講演会は、その多くを一般市民の参加も可能な公開型で開催(10. 社会貢献【表10-1-1】参照)しているが、市民向け広報は、大学Webサイトや八尾市民広報誌「市政だより」(発刊:八尾市)に応募要項掲載を依頼し、行っている。

法学部と法学会が共催して、年1回、本学学生のみならず、一般市民も参加する「法学部公開シンポジウム」を学外会場で開催している。また、法学会は、学生研究発表大会を開催するとともに、顕彰論文を募集し、「Student Law Review(法学部学生論集)」として発刊(2009(平成21)5月)年している。経済学会は、顕彰論文を募集し、「経済学部学生論集」として発刊(2007(平成19)年3月)している。

大学の広報誌として、学報「LIBERA」を年4回定期刊行し、本学の教育研究活動の情報を記事として掲載し、学内外に配布している。

大阪経済法科大学出版部は、1987(昭和62)年に設置され、1989(平成元年)年に大学出版部協会に加盟した。爾来、学術専門書、学生の教科書、一般向けの啓蒙書を刊行し、2010(平成22)年5月1日現在総刊行点数136点を数える出版事業を行っている。

(2) 11-3の自己評価

本学の教育研究活動の現状や成果は、論集・紀要・年報の刊行、シンポジウム・公開学術講演会の開催のみならず、大学Webサイト、学報「LIBERA」、プレスリリース等、学内外に広報されている。

(3) 11-3の改善・向上方策（将来計画）

教育研究成果の広報を通じて、本学への理解を深めるために、広報体制を一層整備し、効果的な広報活動に努める。

【基準11の自己評価】

必要な組織倫理規程が整備され、適切に運営されている。学内外における危機に際しての対応策・手順が策定されており、機能している。本学の教育研究活動の現状や成果は、様々な方法・媒体を通じて、学内外に広報されている

【基準 1 1 の改善・向上方策（将来計画）】

社会的機関としての組織倫理規程の整備を図り、規範意識の向上に努める。あらゆる非常事態に対応できる危機管理体制を確立する。教育研究成果の効果的な広報体制を確立・整備する。